

## 第2章 被害認知後の対応

被害認知の経緯は多岐にわたり、本人、周囲の児童生徒、保護者からの相談や情報提供、教職員等の気づき、報道、学校警察連携制度による情報提供など、様々なケースが想定されますが、最初に被害を認知した際の学校等の対応によっては、被害児童生徒やその保護者だけでなく、すべての児童生徒や保護者に学校等への不信感や不安感を与え、被害児童生徒の回復や学校運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

教職員等が児童生徒の被害の疑いを認知した後の初期対応については、組織的かつ迅速に行なうことが求められます。また、被害児童生徒やその保護者、周辺の児童生徒やその保護者など関係者の状況に応じて、臨機応変に対応することも必要となります。

そのため、教職員等は事案発生前から、被害認知後の自身の心の反応や心身の変調によるケアの必要性及び被害に関する相談や情報提供を受けたときの対応の留意点を理解し、事前に備えておく必要があります。

被害認知後の自身の心の反応を理解することは、二次被害となる不適切な言動を防ぐことにつながります。また、心身の変調は誰にでも起こり得るため、学校等が心のケアの必要性を理解することで、教職員等は安心して被害児童生徒等への対応が可能となります。

被害に関する相談や情報提供を受けたときの初期対応では、被害児童生徒の安全の確保を最優先し、疑いの段階でも速やかに管理職へ報告すること、記憶の汚染（72 ページ参照）や二次被害を防ぐため、聴き取りは誘導や圧力を避け必要最小限に留めること、被害児童生徒の兄弟姉妹や周囲の児童生徒にも配慮することなど、留意点を理解することが重要です。また、被害からの回復には時間要する場合が多いため、対応にあたっては、被害直後だけでなく、中長期的な対応も考慮する必要があります。

### 1 被害児童生徒の対応に伴う教職員等の心の反応とケア

#### （1）教職員等に現れる心の反応

教職員等が、被害児童生徒や保護者から被害を打ち明けられたとき又は被害を知ったとき、被害の内容やその表現によっては、特有のストレスを感じることがあります。そのようなストレスを受けた際、受け入れがたい現実を実態よりも小さく受け止めたり（矮小化）、無意識に無視したり（否認）する反応が現れることがあります。

こうした心の反応自体は自己防衛反応の一種で、心の痛みから自分を守るための自然な反応であり、避けることはできません。しかし、心の反応のままに不適切な言葉がけを行ったり態度を示したりすると、被害児童生徒やその保護者的心に大きな傷を与える可能性があります。また、児童生徒が悲しんだり苦しんだりしているとき、教職員等は応援したい気持ちになるかもしれません、善意の言葉が被害児童生徒の心に更に大きな傷を与える場合もあります。二次被害となる言葉の例は、39 ページと 75 ページにまとめてありますので、日頃から意識しておく必要があります。

## (2) 教職員等の心のケア

### ア 教職員等に起こる心身の変調

被害児童生徒のつらい体験を聞くことで、教職員等も次のような心身の変調をきたすことがあります。これらの変調は、「共感疲労」「二次的外傷性ストレス」「代理受傷」などと呼ばれ、様々な形で心身に現れます。

#### ◆教職員等に起こる心身の変調◆

- 被害児童生徒との面談時、気持ちが揺れる
- 被害児童生徒と必要以上に心理的距離を置きすぎる、又は近すぎる
- 些細なことでイライラしたり怒ったりする
- 頭痛、肩こり、不眠等、身体に不調が出る
- 教職員等として、自分は役に立っていないと感じる
- 事件（被害）のことが頭から離れなくなる

被害にあった児童生徒に対して、教職員等が安定した関わりを継続的に行うためには、このようなことが自身の心身に起こり得ることを知っておくことがとても大切です。

### イ 心のケアのために必要な対策や予防策

このような心身の変調は、教職員等の精神的な弱さに起因するものではなく、誰にでも起こり得ることと認識し、次のような対策や予防策で心のケアに努めることが大切です。

#### ◆教職員等の心のケアのために必要な対策や予防策◆

- 一人で抱え込まない（同僚や管理職と話せる環境を持つ）
- 自分が傷ついていると感じるとときは、そのことを率直に認める
- 職場内外で、支援担当者同士で交流できる場を持つ（当然、守秘義務には留意する）
- 対人援助の専門職（社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、精神科医等）に相談する
- 自分なりのリラクゼーション方法（食事や趣味の活動、軽い運動、家族との時間、ボランティア等の仕事以外の社会活動等）を持つ
- 十分な睡眠を取る。仕事と休みのバランスを取り、オンとオフをはっきりさせる

また、心身の変調が起こる可能性や程度は、教職員等の心身の安全が確保されているかどうか、同僚や管理職の支えがあるかどうか、相談できる専門家の有無などによって異なるとされています。

教職員等は職務の一環として、児童生徒や保護者から最初に被害を打ち明けられたら、被害に関する話を聞かなければなりません。しかし、児童生徒と同様、教職員等一人ひとりもその心を守られるべき立場にあります。

したがって、学校等においては、児童生徒への支援と並行して、教職員等の心のケアに向けた支援が必要であることを認識し、支援にあたっての重要な判断や対応を教職員等任せにせず、組織として対処することや、教職員等のメンタルヘルスの維持についての理解を深めることが求められます。

## 2 初期対応

### (1) 被害の疑いを認知したときの対応（教職員等が初めに把握する場合）

教職員等は日常的に児童生徒と接しているため、児童生徒から被害の相談を最初に受けたり、被害に関する情報を見聞きしたりする可能性が高いと考えられます。そのため教職員等は、いつ、どこでも児童生徒から被害の相談を受けたり、被害に関する情報を認知する可能性があることを認識し、被害の疑いを認知したときの対応や留意点について、事前知識として理解を深めておく必要があります。

被害の疑いを認知すると、教職員等自身も大きなショックを受けることがあります、被害児童生徒やその保護者の不安、不信、動搖、自責等の心情を考慮し、落ち着いて対応することが求められます。

対応の基本は、被害児童生徒の安全の確保を最優先し、被害児童生徒を第一に考えて対応することです。被害児童生徒の気持ちや意思を十分に尊重しながら対応を進めることが重要となります。また、話を聞くときには安全・安心な場所（周囲に聞かれない、見られない環境など）で、被害児童生徒が話しやすい教職員等を選定して聞くことも大切です。

そして、被害を認知した場合には、それが疑いの段階であっても重大事態として受け止め、速やかに管理職へ報告し、対応する必要があります。

また、被害児童生徒に治療が必要な外傷がある場合や妊娠又は性感染症の可能性がある場合、薬物を使用されたおそれがある場合などには、速やかに医療機関に受診させる必要があります。

- 保護者による虐待が疑われる場合の初期対応については、児童虐待防止法の規定により発見者は速やかに児童相談所等へ通告することが義務とされていますので、被害児童生徒の居所がある市町村を所管する児童相談所へ速やかに通告してください。（詳細は「第3章 被害別特性と対応の留意点」の児童虐待（132～141ページ）を参照）
- 教育職員等による児童生徒性暴力等が疑われる場合の初期対応については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の規定により、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があり、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報してください。

## ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合

### 【聴き取り】

#### ○ 「記憶の汚染」を防ぐ

被害児童生徒から聴き取りを行う際には、「子どもの記憶は汚染されやすい」ということを思い浮かべ、「記憶の汚染」を防ぐことが重要です。

「記憶の汚染」が生じると、その後の司法手続などにおいて大切な証言の信用性が失われてしまう可能性があります。また、裁判では、被害児童生徒に「記憶の汚染」が生じているか否かが争点になり、最初に被害児童生徒から話を聴いた教職員等が証人として出廷を求められる場合もあります。

### 記憶の汚染

実際には起こっていない出来事を、何度も話を聴いたり、質問をしたりすることで、質問から得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、実際には起こっていない出来事を本当にあった出来事として思い込んだりして、記憶が変わってしまうことを「記憶の汚染」と言います。

児童生徒に「記憶の汚染」が起こりやすい主な理由として

- ① 認知能力の発達が十分でなく、体験したことや目撃したことを正確に記憶に留めておくことができない（エピソード記憶が確立していない）
  - ② 自己の発達が十分でないため、自分の体験に由来する情報と他者から与えられた情報の区別がつきにくい（情報源の混乱が生じやすい）
  - ③ 常に大人の庇護のもとで生活しているため、大人の言うことはきくべきだ、あるいは大人を喜ばせたいという態度をとりがちである（迎合性がある）
- 等があげられます。

については、話を聞く際には、次の点に十分留意する必要があります。

#### ・聴きすぎない

被害児童生徒が自発的に打ち明けた内容の聴き取りに留め、それ以上は積極的に聞き出そうとしないことが求められます。たとえ、内容が不明確な場合であっても、「誰に、何をされたか」といった概要や客観的な記録（SNSでのやりとりなど）があるかどうかを確認する程度に留めることが重要です。

#### ・誘導や圧力をかけない

「記憶の汚染」を防ぐため、「はい」「いいえ」で答えられる質問や、誘導・圧力につながる聴き方は避け、児童生徒が自分の言葉で話せるように聞くことが大切です。例えば「手が当たった」という内容であれば、「手が当たったことについてもっと教えてもらえる？」というように、児童生徒が使った言葉をそのまま使って聞くことがポイントです。

### 誘導や圧力につながる聴き取り例

○〇に触られたの？触られてないの？／(体を指し示しながら)ここを殴られたの？／つまり、こんなことがあったんじゃない？／みんなそう言っているけど〇〇に▲▲されたの？／××さんから～～って聞いたけど

### ・言い換えや暗示をしない

言い換えや暗示的な聞き方も記憶の汚染を引き起こす可能性があるため避けてください。

#### 言い換えや暗示につながる聞き取り例

(手が当たったと言っているのに)「触られたのね?」「叩かれたのね?」／(Tシャツと言っていないのに)「どんな模様のTシャツを着ていた?」

### ・「いつ」「どこで」は児童生徒の語りに任せる

「いつ」や「どこで」の概念はあいまいなので、特に未就学児や小学校低学年、知的障害のある児童生徒の場合、正確に答えることが難しい場合があります。そのため、「いつ」「どこで」については積極的に質問せず、児童生徒の語りに任せることが重要です。児童生徒の語りの途中で、「いつ」「どこで」と質問したり、「最初に言った日付・場所と違うじゃないの」などと追及したりすると、誤った答えや事実誤認、記憶の汚染につながる可能性があります。

ただし、体に傷がある場合や妊娠の可能性のある被害については、早急な病院受診が必要となるため、優先的に「いつ」を語ってもらう必要があります。

#### 司法面接（協同面接・代表者聴取）とは

「司法面接」とは、主に虐待や性被害などの事件捜査において、犯罪被害にあった又は目撃した児童生徒から供述を聴き取る際の面接方法をいいます。

「協同面接」又は「代表者聴取」とも呼ばれていますが、刑事訴訟法や法務省による資料等では「司法面接的手法による聴取」という用語が用いられています。

児童生徒が被害者等となった場合、児童相談所、警察、検察がそれぞれの立場から事実を確認する必要がありますが、それぞれが別々に話を聞くと

- ・何度も被害状況を話すことで児童生徒の心の傷を大きくしてしまう（二次被害）
- ・複数の大人から「ああだった?」「こうだった?」などと聽かれるうちに、もともとの記憶や話の内容が変わっていってしまう（記憶の汚染）

のおそれがあります。

「司法面接」は、児童相談所・警察・検察が協同して、暗示や誘導の少ない方法で聞き取りをすることで、児童生徒の心理的負担を減らし、児童生徒が体験したそのままの事実を話してもらえるようにすることを目的としています。

#### ＜司法面接の取組＞

- 代表者1名が聞き取りを行い、各機関は別室で面接内容を視聴することで、児童生徒の話を共有し、必要な情報を聞き取る
- 面接の様子を録画録音し、児童生徒の言葉や動作を正確に記録する
- 専用の部屋を整え、児童生徒が話しやすい環境に配慮する
- 児童生徒の年齢や性別、被害内容等によって各機関が協議し、面接方法や面接内容を決定する

刑事訴訟法第321条の3においては、児童生徒が被害者又は参考人である事件等において、一定の要件を満たせば、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述を、児童生徒が法廷でいちから証言する代わりの証拠として、裁判で用いることを認めています。この要件を満たすか否かを裁判所が判断する際に、司法面接前に被害を聴き取った者が行った被害児童生徒からの聴き取り方法が適切か否か、被害児童生徒に「記憶の汚染」が生じていないか否かが、裁判で争点になります。このため、最初に被害児童生徒から話を聴いた教職員等が証人出廷を求められる可能性があります。

上記の理由から、児童生徒から主に虐待や性被害を打ち明けられた際の聴き取りでは、児童生徒が自発的に話す以上の聴き取りはしないことを基本とし、次のことを思い浮かべて対応し、児童相談所又は警察への相談・通報してください。

思い浮かべてほしいこと	適切な対応
「この子が後から司法面接を受けることになるかもしれない…」	<ul style="list-style-type: none"> <li>★誘導しないように気をつけて聞く</li> <li>・話を先取りしない</li> <li>・情報は児童生徒の言葉で出させる</li> <li>・使った言葉はそのまま聞く</li> <li>・解釈して言い換えない</li> </ul> <p>★詳しく聞きすぎない（特に虐待、性被害）</p>
「私がどんな聴き取りをしたか後で聞かれるかも…」（証人尋問の可能性）  どんな質問に、どんな言葉で答えたか、話しているときの様子、話を聴いた経緯など＝児童生徒の話の信用性を判断する重要な材料となる	<p>★やり取りの内容はなるべく正確に記録に残す（できれば録音を）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴取内容（児童生徒、聴き取り者の言葉はそのまま記録する）、様子、聴取日時等</li> </ul>

なお、この司法面接については、平成27年10月28日付け「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察、検察とのさらなる強化について」（厚生労働省子ども家庭局総務課長通知）に基づき実施されているのですが、この通知以前から児童相談所では同様の方法による面接が「被害事実確認面接」として警察と検察との三機関、警察との二機関あるいは児童相談所間で実践されており、現在でも継続されています。

また、警察・検察では、政府による性犯罪・性暴力対策の強化方針に従い、性被害に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等に配慮したものとするため、令和3年4月から、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、この司法面接を積極的に試行しています。

参考：横浜地方検察庁ホームページ

司法面接に関する取組（児童が事件の被害者になってしまったら）



## ○「二次被害」を防ぐ

被害児童生徒は被害にあったことで、様々な心情を体験しますが、このような心情を理解せず対応すると被害児童生徒に二次被害を生じさせる可能性があります。

そのため、話を聞く際には次の点に留意する必要があります。

### ・「なぜ」は問わない

「なぜそんな行動をしたのですか?」「嫌だったと言ったのですか?なぜ言わなかったのですか?」などの質問は、児童生徒が責められていると感じたり、自分に非があったから被害にあったのではないかと考えてしまう場合があります。特に低年齢の児童にとっては、「なぜ」という質問自体が答えにくいものです。

初回聞き取り後に対応方針や再発防止策を検討する際に「なぜ」を聞く必要がある場合は、「どういうことで」に言い換えて質問をします(例:「どういうことがあって、そこに行くことになったの?」)。

### ・同じ話を繰り返し聴かない

繰り返し聴かれることで、児童生徒は大人の言うとおりに話さなければならぬと心理的な圧迫を感じたり、「信じてもらえない」と感じて被害を語らなくなったりすることがあります。また、何度も繰り返し聴かれることで、大人の期待する答えを言おうとして記憶の汚染が生じこともあります。

### ・善意の言葉にも注意する

教職員等の善意の言葉であっても、被害児童生徒に二次被害を与えることがあるため注意が必要です。39ページ【二次被害を生じさせる言葉と言い換え】もあわせて参照してください。

## ◆善意の言葉であっても二次被害となる言葉の例◆

例示	児童生徒の反応
「どうして逃げなかつたの?」「どうしてついていったの?」「さっきと話が違うけれど、どっちが本当なの?」	(再被害を防ぎたいという思いであっても) 非難されていると感じる
「こういう相談はよく聴いて慣れているから、恥ずかしがらずに話して」「早く元気になろう」「辛いことは忘れよう」「時間が解決してくれるよ」	(早く本人を安心させたくても) 被害を軽く扱われていると感じる
「嘘でしょう?」「本当なの?」「間違いない?」	(しっかり話を聴いていることを示したくても) 信じてもらえないと感じる
「そのことは〇〇先生に相談してください」「お父さん、お母さんに伝えてください」「私では対応ができません」	(適切な対応をしようという思いであっても) 拒絶されたと感じる
「〇〇(加害者)のやつたことは絶対に許せない!」「(被害児童生徒に対して) かわいそうだね」	(本人の発言や感情に共感を示したくても) 不安全感を高める

### ・感情的な対応にならない

聴く側が動搖した様子を見せたり、感情的になったりしないことが重要です。例えば、動搖し涙を見せる、怒りや嫌悪感をあらわにするなど、教職員等が動搖した様子を見せたり、感情的になったりすると「自分のせいで悲しませてしまった」「怒らせてしまった」と被害児童生徒が自責感を持ったり、「話を聞きたくないのだ」「これ以上話さないほうがいい」と感じたりすることにより、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあります。

### 【伝える】

#### ・あなたは悪くない

「被害者側にも落ち度がある」という偏見が根強く存在し、被害児童生徒自身もそのような意識を持つてしまう場合があります。しかし、どのような場合であっても、「あなたは悪くない」「あなたのせいではない」「あなたの安全が何よりも大事だ」ということを伝え、自責感を軽減させる言葉掛けを行います。

#### ・記憶と聞き取りの大切さ

教職員等が積極的に聞き取りを行わないことにより、被害児童生徒が「被害を放置されているのではないか」と不安にならないよう、記憶の汚染（72ページ参照）について説明し、「今、詳しい話を聽かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話せる機会がある」と伝えます。

#### ・知る権利と質問する権利がある

被害児童生徒は打ち明けたことで、今後どうなるのか不安や心配を抱えていますので、「知りたいことがあれば質問をしてよい」「分かる範囲できちんと答える」と説明し、知る権利と質問する権利があることを伝えます。

#### ・打ち明けられた話は、保護者やほかの教職員等、関係機関と共有する

普段の学校等の生活では、児童生徒の意思や決定を尊重することが大切ですが、被害にあった場合、児童生徒は法的、福祉的な制度やシステムについて十分な知識がないため、自分にとって最善の選択や判断ができません。したがって、被害をどう対応していくかの意思決定の責任は「大人」が担う必要があります。

そのため、「保護者の方にお話ししてもいいかな?」「○○先生にもお話ししてもいいかな?」と疑問形で尋ねるのではなく、「今話してくれたことはとても大事なことだから、お話しするからね」と言い切ることが必要です。

また、これ以上の被害を防ぐ観点からも、被害児童生徒の意思に反してでも必要な情報の共有を行うことが求められます。「誰にも言わないで」と言われても、「誰にも言わないよ」などできない約束はせず、結果的に被害児童生徒を裏切ることがないようにします。  
(次ページ【被害児童生徒本人から「誰にも言わないで」と言わされた場合の対応】参照)

### ◆被害児童生徒本人から「誰にも言わないで」と言われた場合の対応◆

- まずは「誰にも言わないでほしい」という気持ちに耳を傾け、知られた場合にどのようなことが不安なのか、誰に知られたくないのか等を聞き取るとともに、不安をどのように解決できるか一緒に考えることが重要です。
- その上で、「教職員等は児童生徒の安全を守る義務があり、命の危険があることや法に触れることについては秘密にはしておけないこと」「あなたを守ってくれる大人に伝えることはとても大切なこと」「今話してくれたことはとても大事なことだから、一緒にあなたを守ってくれる人たち（保護者を含む）がお手伝いをすること」を児童生徒が理解できるように説明してください。
- 被害児童生徒は、どこまで情報が広がるのかを気にしていることがありますので、誰にどのような理由で伝えるのか、あらかじめ認識を共有することが、被害児童生徒の心理的負担を減らす上で有効と考えられます。
- 被害児童生徒が不安になったら、いつでも相談できる教職員等の存在を伝え、不安の軽減に努めることも大切です。

#### イ 本人以外の児童生徒から情報提供を受けた場合

聴き取り方法における留意点は、原則として前項「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」と同様ですが、加えて次のことに留意して対応する必要があります。

- 「誰のことについて、どのような形で知ったか」を聞き取ります。
- 被害にあった本人は、あなた（情報提供している児童生徒）から自分（教職員等）に伝えることに同意しているかを確認します。
- 被害児童生徒が同意していない場合は、被害児童生徒本人から聴き取りを行う際に、**情報提供者である児童生徒の立場が悪くならないよう慎重に進めてください。**（78ページ【情報提供者である児童生徒が、被害にあった本人から「誰にも言わないで」と口止めされている場合の対応】参照）
- ほかに知っている人がいるかどうか確認します。また、被害に関する話は、名前を言わずとも被害児童生徒が類推され、**ひぼう**誹謗中傷などが起こるリスクがあるため、被害児童生徒を守るためにも、これ以降は**教職員等以外に話したりSNSに書き込んだりしないよう伝えます。**なお、情報提供した児童生徒が自らの保護者に話している場合には、保護者にも同様のことを伝えます。
- 被害のことを知ったときに、どのように感じたかを聞き、現在も不安や心身の不調等が生じている場合は相談窓口を伝えるとともに、今後、何か自分自身に変化があったり困ったことが起きたときに相談できる教職員等の名前を伝えます。

### ◆情報提供者である児童生徒が、被害にあった本人から 「誰にも言わないで」と口止めされている場合の対応◆

- 話をしたことに罪悪感を持っていることがありますので、まずは話してくれたことを労うとともに、話してくれたことは正しいことだと伝えてください。
- ほかに話した相手がいるかどうかを確認し、今後、その児童生徒が周囲に話を広めないようお願いするとともに、不安に感じた場合等の相談先を伝えます。
- 話してくれたその児童生徒の安全も、被害児童生徒の安全も、大人は守りたいと思っていることを伝え、「ここから先は大人がしっかりとと考えて対応する」ことを伝えます。
- 情報提供をしてきた児童生徒に、被害児童生徒への聴き取りにあたっての意向を確認し、情報提供をしてきた児童生徒から聴いたことは伏せて欲しいということであれば、分からないように工夫することを伝えてください。
- 被害児童生徒と情報提供をしてきた児童生徒との信頼関係や、教職員等に対する信頼感を維持することに、最大限配慮することが重要ですが、どうしても情報提供をしてきた児童生徒から聴いたことを言わざるを得ない場合もあるかもしれません。その際には、情報提供をしてきた児童生徒に「○○さん（被害児童生徒）を守るためにとても大事なことだから、××さん（情報提供をしてきた児童生徒）から聴いたということを○○さんに伝えていいですか」等と確認した上で、情報提供をしてきた児童生徒から聴いたことを被害児童生徒に伝えます。あわせて、被害児童生徒には、「××さんがあなたを守ろうと話してくれたのです」「××さんも迷っていたけど、何とかしたいと思って、話してくれたのです」等と説明することを伝えてください。

### ウ 保護者から情報提供を受けた場合

被害を知った保護者も衝撃を受けていることを理解し、丁寧に話を聞くことが大切です。また、被害児童生徒が学校等への情報提供を承知しているか否かにかかわらず、次の対応が必要となります。

- 保護者の不安を和らげ、今後の適切な支援につなげるため、次のことを保護者に伝えることが必要です。
  - ・ 組織として被害児童生徒を守るため、慎重に対応を進めていくこと
  - ・ 「記憶の汚染」の危険性があるため、保護者からの聴き取りは今後控えてほしいこと
  - ・ 今後の対応については、あらためてきちんと機会を設けて説明すること
- この時点では警察に相談する意向があるかを確認します。判断に迷っている場合には81～82ページ表中【警察へ相談する意思の確認】のとおり、警察に相談することが直ちに被害届の提出につながるものではないことや、警察に相談するメリット等を説明します。なお、今後、保護者が警察に被害申告した場合は、真相解明のため捜査を優先する必要があり、児童生徒を守るためにも、警察による捜査（事実確認）が続いている間は学校等からの聴き取りを行わないことを伝えます。
- また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の規定より、性暴力等の被害を学校が認知した場合は、学校が警察に通報することを説明します。

**工 教職員等が被害を見聞きした、又は被害に気づいた場合**

- **被害の疑いの段階であっても重大事態と捉え、原則として即日管理職に報告します。**

**(2) 管理職へ報告**

- 聴き取った内容は管理職へ報告します。
- 聴き取り終了後は、速やかに管理職へ報告する必要がありますが、報告のためにその場を離れ、被害児童生徒を一人で待たせると、被害児童生徒の不安が大きくなり、時に窓から飛び降りる等予想もしない行動をとることがあります。ほかの教職員等を呼び、一人で待たせることのないようにしましょう。
- 被害を最初に打ち明けたときの記録が、後々の裁判の証拠となる場合もあります。**児童生徒・教職員等の使った表現や言葉をそのまま記録に残す**ことが大切です。正確に記録を残すためには、可能であれば、本人に負担感がないか十分に確認した上で、可能であれば録音しておくことが有効です。

**(3) 組織対応**

教職員等が初めに被害の疑いを把握した場合、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、**疑いの時点で重く受け止め、一人の教職員等に負担がかかりすぎないよう、組織対応**とします。その中で児童生徒担当（被害児童生徒、加害児童生徒、その他の児童生徒それぞれで担当を分ける）、保護者担当、関係機関担当などの役割を分担します。また、原則として担当内でのみ詳しい情報を共有し、共通認識を持って対応することが重要です。

児童生徒が被害にあうと、教職員等も深い悲しみに包まれる一方で、迅速な対応が求められます。学校等という組織として、被害児童生徒の身体的、精神的苦痛に十分に配慮し、そのケアに努めるとともに、二次被害を防ぐためにも人権やプライバシーを守ること、具体的な対応支援、関係機関との連携等の方針を明確にして対応します。

なお、学校警察連携制度による情報共有を受けた場合や報道で被害を知った場合など、児童生徒が被害を受けた、又は犯罪被害者等の家族となったことを知った際にも、組織対応が必要です。

**組織としての方針決定は、被害児童生徒の意思や保護者の意向を確認しながら行っていく**ことが重要となります。意向確認が適切にできていないと、被害者側の訴えをしっかり聴いてくれていない、何をやっているか分からない、学校等に都合の悪いことを隠しているのではないかなど、不信感を持たせることになります。特に初期対応においては、管理職に報告してから組織としての方針が決まるまで、「また改めて連絡します」などと伝えることもあるかと思いますが、保護者に連絡しない期間が長くなるほど、不信感が増す結果となりますので、例えば一週間以内に現時点での進捗を共有するなど、確実に連絡をすることが必要です。

また、組織としての方針を伝える際は、児童生徒の理解度に合わせて分かりやすく説明し、**学校等で安全・安心な生活を送ることができるという見通しを持つもらう**ことが大切です。保護者に対しては、学校等として把握している内容や今後の再発防止策などを適

切なタイミングで説明し、学校等との信頼関係を維持する必要があります。なお、事実確認や再発防止策を行う中で、誰がどのような被害にあったかをほかの児童生徒や保護者に知られてしまうと、被害児童生徒やその家族がその地域に住み続けることが難しくなる場合もあるため、被害に関する情報管理には十分注意が必要です。

なお、教職員等が加害者である、又は加害の疑いがある場合は、各教育委員会や事業者として定められている教職員による児童生徒性暴力等を認知した場合の対応に従い、速やかに報告・対応を行ってください。

組織として対応する事項については、次のことに留意する必要があります。

### ア 保護者への連絡

学校等が、**児童生徒の被害の疑いを認知した場合、保護者や同居者が加害者でなければ、速やかに被害児童生徒の保護者にその時点で把握している情報を連絡します。**連絡が遅くなることで、学校等が隠ぺい・放置していたと受け止められる可能性があります。

連絡の際に、保護者がショックを受けたり、怒りを表出させたりすることも考えられますが、学校等には、丁寧に保護者の話を聴き、ショックや怒りを受け止め、気持ちに寄り添って対応することが求められます。

なお、**被害児童生徒の保護者や同居者が加害者である場合は、児童虐待にあたるため、保護者には連絡せず、速やかに児童相談所に通告してください**（132～141ページ参照）。

保護者への連絡は第一報のみではなく、新たな情報が得られた場合など状況に応じて随時行いますが、連絡は担当を決めて行うとともに、保護者と面談を行う場合においては、複数の教職員等で対応することが望ましいと考えられます。

### 保護者へ伝える際の留意事項

項目	留意事項
被害の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 今把握している情報を正確に伝えます。憶測で話すことは避けてください。</li></ul>
学校等の対応姿勢	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被害児童生徒の安全と安心を守るためにしっかりと対応することを伝えます。</li><li>○ 警察や児童相談所に情報提供をする際は、被害児童生徒の個人情報を伝えてよいかどうかを確認します。</li></ul>
被害児童生徒への接し方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保護者が今後について不安に思うことについても配慮しつつ、まずは大人が落ち着いた対応をすることで、被害児童生徒に安心感を持ってもらうことが大切であることを伝えます。</li><li>○ 児童生徒から被害の話があった場合は、そのまま話を聴き、「よく話してくれたね」といった安心する言葉をかけてほしいことを伝えます。</li><li>○ 被害児童生徒を責めず、「被害にあったあなたは悪くない」といった自責感が軽減される言葉をかけてほしいことを伝えます。</li><li>○ 記憶の汚染（72ページ参照）について説明し、<b>被害児童生徒に対して被害の状況について繰り返し聴かないように伝えます。</b></li></ul>

警察へ相談する意思の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事実究明及び被害児童生徒の安全確保のためには、速やかに警察と連携することが適切であることを伝えます。</li> <li>○ 警察への相談を迷っている場合は、不安に寄り添いつつ、その理由を丁寧に聴き取りります。</li> <li>○ 必要に応じて、警察へ相談することに対するハードルを下げるために、次のことを伝えることも考えられます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察に相談することと被害届の提出（警察が被害者として認知し、事件として扱うこと）は別であり、まずは警察に相談だけできること</li> <li>・ 学校等から警察への事前問い合わせの結果、警察が対応する可能性がある事案であると確認が取れていれば、その旨を伝えます。（84 ページ「イ 警察又は児童相談所への相談・通報・通告」参照）。ただし、現段階では個人情報を伏せ、最低限の事案の概要のみ伝えた上で確認なので、警察に相談に行った結果、事件として取り扱われないと判断される可能性があることもあわせて伝えておく必要があります。</li> </ul> </li> <li>○ 必要に応じて、警察対応（被害届の提出）のメリットを伝えることも考えられます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>学校等の対応では得られない証拠を得られる可能性があること</b> 特に、人目のないところで起こったために目撲者がおらず、被害を証明する客観的・物的な証拠もない、又は消失しやすい被害では、学校等の聴き取りのみでは、加害行為の有無や具体的な被害内容を明らかにしきれないことがあります。 一方、警察による捜査では、鑑定による証拠収集、捜査権に基づく関係者の取調べ、証拠品の搜索・差押えなどが行われるため、学校等での対応では得られない客観的な証拠に基づいて加害者や加害行為の特定が可能となり、被害児童生徒の再被害や二次被害の防止につながる可能性が高まります。</li> <li>② <b>被害児童生徒の心的な負担に配慮した聴き取りが行われること</b> 警察に被害届を出した場合、被害状況については警察で聴き取りが行われます。警察では専門的な知識と経験を持った担当者が聴き取りを行い、何度も被害について聽かれることで傷つきを深めること（二次被害）や、記憶が変わってしまうこと（記憶の汚染）をできる限り防ぎ、被害児童生徒の心的な負担を最小限に抑えるよう配慮されています。このような専門的は聴き取りのノウハウは学校等にはないものです。</li> </ul> </li> </ul>
--------------	--

### ③ 被害児童生徒が自責感を抱きにくくなること

被害児童生徒は、被害にあった原因や責任が自分にあるという自責感を抱くことがあります。また、被害発生直後には目立った変化が見られなくても、時間が経つにつれて、怒りや罪悪感などが高まることがあります。

しかし、被害届を提出することで、「被害は加害者のせいで起きたものであり、自分のせいではない」と認識できるようになり、これは被害児童生徒の心の回復にとって大きな意味を持ちます。

### ④ 県警察やサポートステーション、県・市町村による犯罪被害者等支援が受けられる可能性があること

(具体的な支援内容は48~50ページ、54~59ページ参照)

各警察署には被害支援要員が配置されており、被害届を提出すると、「被害者の手引き」が渡され、犯罪被害者等支援制度や手続きの説明、捜査や支援に関する要望の聴き取りなどが行われます。その上で、要望や罪種等の要件に応じて、専門職員によるカウンセリングや検察庁・裁判所等への付添い支援などが受けられます。また、精神科受診費用や緊急避難場所の宿泊費用などの経済的負担を軽減するための公費負担も行われています。

さらに、被害届を提出した場合は、被害児童生徒や保護者の希望に応じて、サポートステーションの支援、県・市町村の見舞金・支援金制度や日常生活支援事業など、様々な支援が受けられる可能性があります。

#### ○ 警察対応（被害届の提出）となった場合の学校等の対応を説明します。

警察による捜査（事実確認）が行われている間は、捜査を妨げないため、また、二次被害や記憶の汚染を防ぎ、被害児童生徒の心理的負担を最小限に抑えるため、学校等での聴き取りは行わないことを伝えます。

また、警察が聴き取った内容は捜査情報にあたるため、原則として学校等には共有されないことを伝え、捜査の手続きや進捗状況については、事件を担当する警察署へ問い合わせるよう案内します。

警察へ相談することを希望しない場合、必要に応じて学校等としてできる範囲を伝えます。（83ページ参照）

#### ○ 最終的に警察へ相談する意思を確認します。

学校等の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この時点で伝えられる方針を説明します。決まっていない場合は、決定後にあらためて説明することを伝えます。</li> <li>○ 警察対応となる場合は、先述したとおり、基本的に学校等から被害児童生徒への被害確認のための聴き取りは行わないが、通学等に関する不安への対応など、できる限り支援していくことを伝えます。</li> <li>○ 警察対応としない場合には、今後、学校等ができる範囲の事実確認を行い、聴き取った内容や対応についてあらためて話し合う機会を設けることを伝えます。</li> </ul>
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困ったときに相談できる窓口となる教職員等の名前と連絡先を明確にして伝えます。</li> </ul>
<b>&lt;その他、留意すべきこと&gt;</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者の不安や要望へ丁寧に耳を傾ける。</li> <li>○ 今後、家庭や学校等での様子について定期的に連絡を取り合う。</li> <li>○ 推測や不確実なことは言わない。</li> <li>○ 被害を知った保護者もショックを受けることを理解しておく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者もショックを受け、動搖するのは当然であり、「一番辛いのは被害児童生徒です」等と言った言葉は避ける。</li> <li>・ 保護者の不安や怒りが被害児童生徒の精神的負担となる場合があるため、必要に応じて専門機関の相談やカウンセリングを案内する。</li> </ul> </li> </ul>

### イ 警察又は児童相談所への相談・通報・通告

保護者に相談（家族や同居人からの虐待が疑われる場合を除く）の上、早期に警察への相談・通報や児童相談所への相談・通告を行います。特に性被害に関しては、外傷などの証拠が残るケースが少なく、被害児童生徒の証言の重要性が非常に高いため、学校等だけで事実確認することには限界があります。

なお、警察が対応する可能性のある事案かどうか判断に迷う場合は、保護者に連絡する前に、被害児童生徒の個人名や住所などの個人情報を伏せた上で、所管警察署に相談することも検討します。

### ウ 被害の疑いを認知した後に行う被害児童生徒への聴き取り

警察や児童相談所への通報・通告を行った場合や警察対応となった場合、事実確認のための聴き取りは専門機関に任せることが必要です。ただし、次の場合のみ、被害児童生徒への聴き取りが必要となることが想定されます。

#### ①本人以外から認知したことによる事実確認のため

- 保護者や本人以外の児童生徒から情報提供を受けた場合
- 教職員等が被害を見聞きした又は被害の疑いに気づいた場合

#### ②被害児童生徒の支援の検討のため

- 被害児童生徒の不安や心配、学校等に望む対応を確認する場合

#### ③再発防止策の検討のため

- 再発防止策を検討するにあたり、経緯等を改めて確認したい場合

なお、「②被害児童生徒の支援の検討のため」及び「③再発防止策の検討のため」を目的として聴き取りを実施する場合であっても、警察の捜査や児童相談所の初期調査が行われている場合には、聴き取る内容や実施時期等について、当該機関と十分に調整した上で行う必要があります。

また、「①本人以外から認知したことによる事実確認のため」により被害児童生徒への聴き取りを行う際の留意点は、次ページに記載しています。

### ◆事実確認のために被害児童生徒への聞き取りを行う際の留意事項◆

聞き取りの基本は、72~77ページ「ア 被害児童生徒から打ち明けられた場合」と同じですが、加えて次のことに留意が必要です。

- 児童生徒間又は教職員等との間で生じた被害の場合は、被害児童生徒と加害が疑われる者の聞き取りを担当する教職員等を必ず分けてください。同じ教職員等が被害・加害の双方の聞き取りを担当すると、被害児童生徒は、自分が話したことが加害者に伝わってしまうかもしれませんと感じ、信頼関係を築くことが難しくなります。
- 事実確認のための聞き取りでも、二次被害と記憶の汚染を防ぐために、同じ話を繰り返し聽かず、必要最低限の聞き取りに留めます。

保護者や本人以外の児童生徒から情報提供を受けた場合や教職員等が被害を見聞した、又は被害の疑いに気づいた場合に、被害児童生徒に事実確認の聞き取りを行う際は、次のような聞き方が有効です。

聞き方	聞き方の例
情報発信元が分からないようにして伝える場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「心配だったから声をかけたんだけど、最近、元気がない（ぼんやりしている）ね」（イエス、ノーで答えられる聞き方や「大丈夫？」とは聽かない。）</li> <li>・「こういったことを見たっていう人がいるのだけど、あなたを守りたいので、話を聽かせてくれる？」</li> <li>・「ここに怪我をしているね。どういうことがあったのか教えて」</li> </ul>
情報発信元を明らかにして伝える場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「××さんがあなたを守ろうと話してくれたのです」</li> <li>・「××さんも迷っていたけど、何とかしたいと思って、話してくれたのです」</li> </ul>

上記のように言葉がけしても、被害児童生徒はまだ心の準備ができておらず、すぐには被害を開示しないかもしれません。その場合も、被害児童生徒を追及せず、「心配だったんだ」、「何もないんだったらしいんだ」、「いつ気持ちが変わってもいいし、何かあれば一言話がありますと言ってくれれば話を聽くからね」と伝えて終わりにします。

言葉がけを通じて、教職員等は本当に自分のことを気にかけてくれている、心配してくれているということが被害児童生徒に伝わることが大事です。このような言葉がけは信頼関係を構築するための種まきであり、日頃から行っていくことが望まれます。

## 工 児童生徒間で生じた被害対応

被害児童生徒の安全確保を最優先に対応し、疑いの段階であっても被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒を接触させないようにすることが重要です。また、被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒を担当する教職員等は分けてください。

特に、学校等で謝罪の場を安易に設けることは避けるべきです。被害児童生徒にとって、加害児童生徒を心から許すことは簡単なことではないにも関わらず、教職員等から「ごめんね」「いいよ」と謝罪を受け入れることを強要されていると感じる場合があります。また、加害児童生徒が「何をやっても謝罪すればすべてが許される」と思い込むおそれもあります。したがって、謝罪の必要性や時期については、慎重に見極める必要があります。

また、客観的証拠が見つかっていない段階で、加害が疑われる児童生徒が疑いをかけられていることを察知すると、スマートフォンのデータ削除や破壊など証拠隠滅を行ったり、行方をくらましたりして、事実の究明が難しくなる可能性があります。さらに、被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒を分離しようとした際、加害を疑われる児童生徒の保護者から「うちの子は何もしていない」と拒否されることも考えられます。

こうした事態を防ぐためにも、被害児童生徒やその保護者に対して「被害児童生徒が安全・安心して通学等を続けるためにも、警察に相談し、捜査による事実確認や客観的な証拠の確保が必要である」ことを説明し、速やかに警察に介入してもらい、被害児童生徒と加害が疑われる児童生徒との分離を行うことが望されます。それでも警察への相談を希望しない場合は、「学校等としてできる範囲がここまでである」と伝えることも、被害児童生徒及びその保護者との関係維持のために重要です。

なお、被害児童生徒を加害児童生徒と接触させないため、加害児童生徒を登校させないという判断も考えられます。その際、学校等としては「加害児童生徒の学ぶ権利も守らなくてはならない」「被害児童生徒が嘘をついていたら、事実誤認だったらどうしよう」と考えるのも当然のことですが、これらを被害児童生徒及び保護者に伝えることは、学校等と被害児童生徒側の関係を悪化させるだけです。加害児童生徒の学ぶ権利を確保する方法については各教育委員会や県私学振興課、加害が事実かどうかは警察など、専門機関へ早期に相談することが重要です。

### 才 被害児童生徒の兄弟姉妹の対応

被害後は、被害児童生徒本人のみに教職員等や保護者の関心が集中してしまいがちですが、被害児童生徒の兄弟姉妹（以下、「きょうだい児」という。）も心身に様々な影響を受けています。

#### ◆きょうだい児の気持ちの例◆

- 何が起こっているか分からず、身動きできない
  - 詳しい説明を聞きたい反面、聞きたくないとも思う
  - 保護者がいなくなったらどうしようと不安で、保護者に対し必要以上に笑顔になる
  - 自分のことは我慢して、後回しにする
  - 努めていつもと同じように過ごそうとする
  - 「自分があの時もっと～していたら」など、自分を責める
  - 夜に布団をかぶって泣いてしまう
  - いつもの反発をやめて、いい子になってしまう
  - 一人で抱え込む
- ※ 熊本県・警察庁「犯罪の被害にあった子ども・兄弟のためのサポートブック」  
より引用・一部編集

きょうだい児は、「自分よりも被害にあった兄弟姉妹のほうが辛い」「被害児童生徒の対応に追われている保護者や教職員等に、これ以上迷惑をかけてはいけない」「自分は後回しにされても仕方ない、我慢しなくてはいけない」などと感じ、自分の気持ちを必要以上に押さえ込んでしまう傾向があるといわれています。

学校等においては、在籍するきょうだい児の心身の様子や言動にも目を配るとともに、保護者にも被害児童生徒だけでなく、きょうだい児の家庭での様子を尋ね、気になる点や変わった点がないか把握に努め、支援をしていく必要があります。

### 力 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応

被害を教職員等が把握する前に、被害当事者と親しい児童生徒が被害を相談されており、被害現場を見聞きしたりしている可能性があります。その場合、友人である児童生徒も自責感にかられたり、自分も同じような被害にあうのではないかという恐怖や不安を感じていることがあります。また、特に学校等で被害が発生した場合、保護者は自分の子どもも被害にあっていないか不安を抱きます。そのため、周辺の児童生徒やその保護者についても、深刻なストレスを抱えていないか、面談等で確認することも必要となります。

被害を認知した際に、深刻なストレスを抱えている当事者以外の児童生徒・保護者がいる場合、その思いに寄り添いながら学校等への希望を聴き、不安を感じたときの相談先を伝えましょう。また、被害当事者以外の保護者には、児童生徒の学校等での様子を共有するとともに、家庭でも児童生徒にいつもと変わった様子が見られた場合は、担当の教職員等に知らせてほしいと伝えるなど、情報共有することが必要です。

### ◆教職員等が加害の疑いにより出勤停止となっている場合の児童生徒への説明◆

児童生徒が被害にあった場合、最初に信頼できる大人ではなく、親しい友人に相談することが一般的です。そのため、事実を知っている児童生徒がいる可能性を考慮して対応する必要があります。

教職員等が加害の疑いにより出勤停止となった場合、児童生徒に「病気で休んでいます」と事実と異なる説明をすると、被害児童生徒本人だけでなく、事実を知っている児童生徒も学校等に対して不信感を抱き、傷つき、精神的な負荷がかかるなど、二次被害につながるおそれがあります。状況によって事実を伏せざるを得ない場合でも、事実を知っている児童生徒がいる可能性を踏まえ、「事情があつてお休みしています」と伝えるなど、説明方法に工夫が必要です。

### ◆保護者会の開催について◆

○ 保護者会を開催するかどうかを検討する際は、被害児童生徒及びその保護者の意向を尊重して判断します。ただし、「被害児童生徒が被害を誰にも知られたくない」と望む場合であっても、加害が疑われる者と被害児童生徒を分離するなど、再被害や被害拡大を防ぐための対応は別の問題として適切に行う必要があります。

また、学校等としての説明の場（保護者会など）を設けない場合でも、ほかにも被害にあっている又は被害を知っている児童生徒がいる可能性を前提に、学校等として適切な措置を講じることが求められます。

さらに、あらかじめ、すべての保護者に対し、「被害児童生徒及びその保護者の意向によっては保護者会を開催しない場合がある」ことを伝えておくとともに、その場合でも、警察等と連携し、ほかに被害児童生徒がいないか調査に協力することや、加害が疑われる者と被害児童生徒を分離する等により安全を確保し、再被害を防止するなど、被害発生時の学校等としての対応方針を周知しておくことが有効です。

○ 一方、報道やSNSなどを通じて、被害児童生徒、加害が疑われる者の氏名や被害の概要が公表されたり、うわさが広まったりすることで、被害児童生徒以外の保護者から学校等に説明を求める声が上がる場合があるかもしれません。そのような場合には、クラス単位や部活動単位、あるいは全校単位で保護者会を開催することや、保護者会を開かずには希望する保護者に個別で説明を行うことも選択肢となります。いずれの場合も、被害児童生徒のプライバシー保護と二次被害の防止を第一に考え、適切な対応方法を選ぶことが重要です。

また、被害当事者以外の保護者からは、加害が疑われる者の現在の状況や警察等の対応状況、自分の子どもが被害にあっていないか、子どもにどのように説明すべきかなど、様々な質問が寄せられることが想定されます。これらの質問に対しては、学校等として回答できることは丁寧に説明し、回答できない場合にはその理由や今後の見通し（例：「確認中」「捜査中」「いつ頃までに判明する予定」「被害児童生徒のプライバシーを守るために答えられない」等）を伝えることが大切です。

### 3 中長期対応

#### (1) 被害児童生徒やきょうだい児への対応

##### ア 学校等での生活に戻るまで

被害後は、「誰が何を話しているか、誰に見られているか分からぬ」「被害を知られているかもしれない」といった恐怖心から、教室に入ること自体が困難になるケースが多くあります。被害児童生徒及びそのきょうだい児、保護者に対しては、通学・通所等に関する不安や心配がないか前もって確認し、対応策を話し合っておくことが重要です。

##### ◆確認内容の例◆

- 通学・通所及び帰宅方法はどうするか（保護者が送り迎えする、友人等と必ず2人以上で行動させる、別室登校する等）
- 被害により行けない場所があるか
- できること、避けたいこと、苦しくなるきっかけ（場所、人、状況）はあるか
- ほかの児童生徒や保護者から被害のことを聞かれたとき、どのように答えるか

また、児童生徒間での被害であれば、加害児童生徒への指導やほかの児童生徒への配慮について、警察や児童相談所などの関係機関と連携して対応する必要があります。

##### イ 学校等での生活に戻つてから

被害児童生徒やきょうだい児の様子をしっかりと見守り、事前に確認した希望に沿った対応ができているか、学校等での生活での問題はないか、トラウマの影響（40ページ参照）が現れていないかを確認し、状況に応じた配慮と支援を行ってください。

時間が経過すると、心理的な影響が見えにくくなり、周囲はもう大丈夫と安心したり、応援したい気持ちから、善意の言葉をかけてしまい、結果として二次被害（38ページ参照）を与えてしまうことがありますので注意が必要です。また、被害を受けた日付と被害体験が結びついて記憶されているため、意識していないなくてもその日付が近づくにつれて心身が反応する「記念日反応」にも注意が必要です。

進級・進学の際には、犯罪被害者等であることや被害を思い出すきっかけ（場所、人、状況）、学校等に配慮してほしい点について、被害児童生徒やきょうだい児、保護者と十分に相談した上で、進級・進学先等の教職員等へ引き継ぐ必要があります。

また、回復しているように見える場合でも、被害児童生徒やきょうだい児、保護者を長期にわたり見守ることが重要です。証人尋問が始まる、加害者と会ってしまう、被害日が近づくなど、何かのきっかけで不登校になったり、身体症状が現れたり、無謀な問題行動を起こすこともありますし、進学などの重大な決断を迫られる際にもトラウマ反応がぶり返すこともあります。

このように、被害児童生徒やきょうだい児、保護者には中長期の支援が必要になりますが、長期的には進学、転校、卒業等により学校等が関わなくなるタイミングがくるため、特に精神的な面では、早期に専門機関につなげることを視野に入れて対応することが大切になります。

## ウ 被害児童生徒・きょうだい児の心のケア

## ◆被害児童生徒・きょうだい児に起こる「心身の変化」の例◆

悲しみや怒り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとりぼっちだと思う、孤立感や疎遠感をもつ</li> <li>・苦しい気持ちが続く</li> <li>・過剰な警戒心をもつ</li> <li>・いらだたしさと激しい怒りを表す</li> <li>・悲観的になり、希望が持てない</li> </ul>
怖くて不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その時に引き戻されたような感覚（フラッシュバック）が起こる</li> <li>・思い出したくないのに繰り返し思い出し苦しむ</li> <li>・悪夢を見る</li> <li>・灯りをつけないと眠れない、誰かがそばにいないと眠れない</li> <li>・恐怖、怒り、罪責感、羞恥心などの気持ちが持続する ・些細なことで心臓がドキドキする</li> <li>・赤ちゃん返りをして、幼い子のように甘える</li> </ul>
からだの調子 が悪い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱や腹痛が出る</li> <li>・震える、固まる</li> <li>・汗をかく、だるい、しんどい</li> <li>・睡眠の問題が生じる（寝付けない・途中で目が覚める）</li> <li>・食べ吐きをしてしまう、又は食べられない</li> </ul>
ほかにも	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強や遊び、好きな事にも集中できない</li> <li>・勉強やスポーツに熱中し、過剰に没頭する</li> <li>・教室には入れないが、部活は参加できる</li> <li>・家族との会話が減る、反抗する、良い子を演じる</li> <li>・無謀な、又は自己破壊的な行動をとる</li> <li>・まるで何事もなかったように普通に振舞う</li> <li>・急にはしゃぎだす</li> </ul>

※熊本県・警察庁「犯罪の被害にあった子ども・兄弟のためのサポートブック」  
より引用・一部編集

心のケアとは、被害児童生徒やきょうだい児の話を心理の専門家が聴くカウンセリングだけを指すのではありません。教職員等が、被害児童生徒やきょうだい児のニーズに寄り添い、話をしたそうなときに話を聞くこと、そっと寄り添うことなども、心のケアにつながります。

被害児童生徒やきょうだい児の心のケアにあたっては、次ページの「安全・安心な環境を確保する」「主体性を支える」ことが重要な視点となります。

### (ア) 安全・安心な環境を確保する

被害児童生徒やきょうだい児の心のケアにおいて最も重要なことは、これ以上恐怖や不安などを感じることがないよう、物理的、心理的に「安全・安心」と感じられる環境を整えることです。

物理的な安全・安心とは、例えば、再被害にあわないように学校等の内外で加害児童生徒との接触を防いだり、一人で危険な目にあわないように誰かと一緒に登下校することなどが挙げられます。

心理的な安全・安心を確保するためには、周囲の教職員等や保護者が、被害児童生徒やきょうだい児の傷ついた心を十分理解していることが重要です。特に、どのようなときにフラッシュバックが起こるのか、又はどのような場所・人・状況を避けたいと思っているかを早めに確認しておくことで、二次被害を防ぐことができます。その上で、被害児童生徒やきょうだい児へ定期的に言葉がけしたり、話を聴いたりするなどの配慮や気遣いが、安心感を取り戻す支援につながります。

### (イ) 主体性を支える

被害児童生徒やきょうだい児は、被害について「自分はどうすることもできなかった」という無力感や、「自分が悪いからこうなった」という罪悪感を持つことがあります。また、恐怖や不安、様々な心身の症状から、どうしても消極的、悲観的になりやすく、被害前まで持っていた自信や興味関心も失われがちです。そのため、少しずつでも、できることを広げていく必要があります。

被害児童生徒やきょうだい児の心のケアにあたっては、本人の気持ちに耳を傾け、頑張っていることを支えるとともに、生活を送る上での不都合や課題が生じた際には、よりよい対処法を一緒に考え、児童生徒の主体性を支えることが大切です。

#### ◆応援したいという善意の言葉が二次被害になる例◆

- 「頑張れ」
- 「命があつただけよかったね」
- 「お兄ちゃんの分までしっかりしようね」
- 「元気になったね」

#### ◆こんなふうに接してください◆

- 安易に評価したり、決めつけたり、励ましたりするのではなく、話をよく聴き、寄り添いましょう。
- 心配だから、応援したいからこそ色々と言いたくありますが、今は聞き役になります。
- そばにいて欲しそうなときは、一緒にいてあげましょう。
- 「あなたのことが大切」という気持ちを言葉や態度で伝えましょう。
- 児童生徒の意思、決めたことは尊重しましょう。

## (2) 被害児童生徒の保護者への対応

被害を知った保護者も大きな衝撃を受け、傷つき、動揺します。保護者自身が怒りや不安を抱え、事件の解決を急いだり、将来を心配したりすることもありますが、保護者の不安や要望には丁寧に耳を傾け、気持ちに寄り添うことが大切です。

被害児童生徒の心身の回復には、保護者の関わりが大きく影響します。ただし、保護者の気持ちと被害児童生徒の気持ちが必ずしも一致しない場合もあるため、被害児童生徒の気持ちや考えを十分に聴き、理解することが本当の意味での回復につながります。学校等と保護者が連携し、児童生徒の気持ちを尊重しながら対応することが重要です。

また、学校等では以前と変わらずに過ごしているように見えて、家庭では疲れて何もできなかったり、疲れてしまうことも珍しくありません。被害後の家庭での様子、学校等での様子などについて、定期的に連絡を取り合い、情報共有することが、被害児童生徒だけでなく保護者にとっても重要な対応となります。

なお、保護者自身が心身の不調をきたしている場合や、相談先を求めているような場合には、専門機関を案内してください。

## (3) 被害当事者以外の児童生徒・保護者への対応

### ア 被害当事者と同じような傷つきを体験している児童生徒への心理的ケア

周囲の児童生徒も自責感、恐怖・不安などを感じることは自然なことだと伝え、その思いに寄り添い、話せそうな人に気持ちを話すことや、相談先などを伝えるようにしてください。

### イ うわさが広がらないようにする（二次被害の防止）

児童生徒や保護者の間でうわさが広まっている場合は、被害児童生徒や保護者の了承を得たうえで、不確実なうわさを拡散しないことやSNSへの投稿を控えることなど、学校等として厳しく注意喚起してください。うわさが広がることも二次被害となります。

## (4) 関係機関との連携

被害児童生徒やその家族の回復には、中長期にわたる継続的な支援が求められます。進級、進学、転居などにより支援が途切れないよう、被害直後から関係機関と連携して対応しましょう。

具体的にどの関係機関と、どのタイミングで情報共有し、どのような支援につなげるかは、事案の内容や家庭の状況、被害児童生徒や家族の要望に応じて、決定する必要があります。